報告第５号

天理市国民保護計画の変更の報告について

天理市国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第８項において準用する同条第６項の規定に基づき、次のとおり報告する。

平成29年６月８日提出

天理市長　並　河　　健

天理市国民保護計画新旧対照表

変　　更　　後	変　　更　　前
第１編　第１章 第２　天理市国民保護計画の構成 天理市国民保護計画は、以下の各編により構成する。 第１編　総則	第１編　第１章 第２　天理市国民保護計画の構成 天理市国民保護計画は、以下の各編により構成する。 第１編　総論
第１編　第２章 ３　国民に対する情報提供 市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。 また、市は、高齢者、障がい者、外国人その他情報伝達に援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。	第１編　第２章 ３　国民に対する情報提供 市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。
第１編　第３章 ※【国民保護措置の全体の仕組み】 →表中の語句を以下のとおり修正する。 ・「県（対策本部）」 ・「市（対策本部）」 ・「奈良県広域消防組合へ措置の要求」 →表形式に変更 市の事務または業務の大綱 １　国民保護計画の作成 ２　国民保護協議会の設置、運営 ３　国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営 ４　組織の整備、訓練 ５　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 ６　救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ７　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ８　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 ９　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施	第１編　第３章 ※【国民保護措置の全体の仕組み】 ・「都道府県（対策本部）」 ・「市町村（対策本部）」 ・「消防等を指揮」 ○　市の事務又は業務の大綱 １　国民保護計画の作成 ２　国民保護協議会の設置、運営 ３　国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 ４　組織の整備、訓練 ５　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 ６　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ７　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ８　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 ９　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
第１編　第４章 １　地形 天理市は、 東端　東経　135° 57′ 23”　(山田町) 西端　東経　135° 47′ 15”　(二階堂南菅田町) 南端　北緯　34° 33′ 50”　(渋谷町) 北端　北緯　34° 38′ 27”　(山田町) に位置し、奈良盆地の中央東部および大和高原の中	第１編　第４章 １　地形 天理市は、 東端　東経　135° 57′ 23”　(山田町) 西端　東経　135° 47′ 15”　(二階堂南菅田町) 南端　北緯　34° 32′ 50”　(渋谷町) 北端　北緯　34° 38′ 27”　(山田町) に位置し、奈良盆地の中央東部および大和高原の中

変　　更　　後	変　　更　　前
西部の一部を占めている。 （中　略） また、市域の東西方向の距離は 14.9km、南北方向は 10.6km であり、面積は 86.42k ㎡である。	央西部の一部を占めている。 （中　略） また、市域の東西方向の距離は 14.9km、南北方向は 10.6km であり、面積は 86.37k ㎡である。
2　気候 →月別平均気温、月別平均降雨量のグラフを削除	2　気候
3　人口分布 国勢調査による本市の人口は 67,437 人（平成 27 年国勢調査）で、約 4 割が市の中央部に集中している。 同調査による市人口（平成 27 年国勢調査）の年齢構成 ・男　：33,035 人 ・女　：34,402 人 ・老年人口(65 歳以上)　：16,156 人 ・幼年人口(0～4 歳)　：2,690 人 昼夜間の人口（平成 22 年国勢調査）は、昼 70,352 人、夜 69,178 人となっており、昼間に市外へ流出する人口の内訳は、通勤のため 11,539 人、通学のため 2,469 人となっている。	3　人口分布 国勢調査による市内の平成 22 年 10 月現在の人口は 69,178 人で、約５割が市の中央部に集中している。 同調査による市人口の年齢構成 ・男　：33,781 人 ・女　：35,397 人 ・老年人口（６５歳以上）　：14,268 人 ・幼年人口（０～４歳）　：2,829 人 昼夜間の人口は、昼 70,352 人、夜 69,178 人となっており、昼間に市外へ流出する人口の内訳は、通勤のため 11,539 人、通学のため 2,469 人となっている。
5　鉄道の位置等 鉄道は、西日本旅客鉄道(JR 西日本)が天理駅を基点として、北は奈良方面に、南は長柄駅・桜井駅を経由して高田駅まで万葉まほろば線が延びている。また、近畿日本鉄道が天理駅を基点として、西は平端駅まで天理線が、また、平端駅を基点として北は奈良方面に、南は橿原神宮前駅まで橿原線が延びている。市内に空港、港湾は存在しない。	5　鉄道の位置等 鉄道は、西日本旅客鉄道(JR 西日本)が総合駅（天理駅）を基点として、北は奈良方面に、南は長柄駅・桜井駅を経由して高田駅まで桜井線が延びている。また、近畿日本鉄道が総合駅（天理駅）を基点として、西は平端駅まで天理線が、また、平端駅を基点として北は奈良方面に、南は橿原神宮前駅まで橿原線が延びている。市内に空港、港湾は存在しない。
第１編　第５章 第１　武力攻撃事態 →表中、着上陸侵攻の特徴の欄の末尾に、以下の一文を追加 「・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標の種類によっては、二次被害の発生が予想される。」 →表中、航空攻撃の特徴の欄の末尾に、以下の一文を追加 「・航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。」	第１編　第５章 第１　武力攻撃事態
第２編　第１章 第１　市における組織・体制の整備 2　市職員の参集基準等 ⑵　24 時間即応体制の確立 市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、	第２編　第１章 第１　市における組織・体制の整備 2　職員の参集基準等 ⑵　24 時間即応体制の確立 市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、

変　更　後	変　更　前
常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長および国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。	常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。
【週休日・休日・夜間時連絡網】 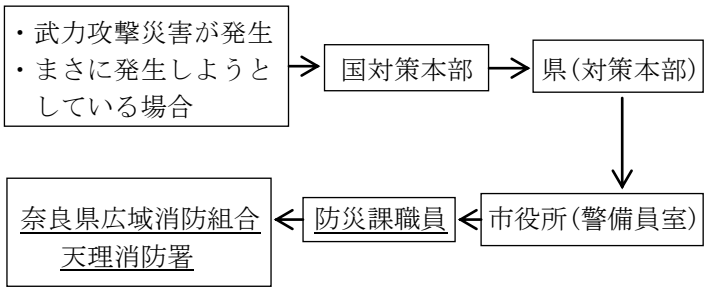	【週休日・休日・夜間時連絡網】 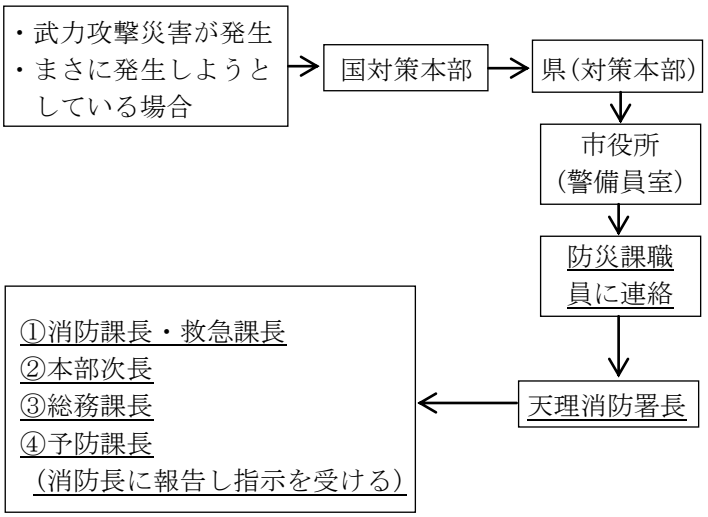
⑶　市の体制および職員の参集基準等 【職員参集基準】	⑶　市の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準】

体　制	参　集　基　準
①緊急事態情報収集体制	防災課職員が参集
②緊急事態警戒本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断

体　制	参　集　基　準
①担当課体制	防災課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断

3　消防機関の体制

⑴　奈良県広域消防組合および天理消防署における体制

市は、奈良県広域消防組合（以下「消防組合」という。）の管理者および天理消防署（以下「消防署」という。）の署長に対し、消防組合および消防署が、市における参集基準等との整合性が確保されるように、消防組合および消防署における初動体制を整備するとともに職員の参集基準を定めるよう要請する。その際、市は、消防組合および消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防組合および消防署と緊密な連携を図り、一体的な国民保護が実施できる体制を整備するよう努める。

3　消防機関の体制

⑴　消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、消防本部及び消防署の施設及び設備の整備推進を図る。

変　　更　　後	変　　更　　前
⑵　天理市消防団の充実・活性化の推進等 市は、天理市消防団（以下「消防団」という。）が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供等の支援の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。 また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。 さらに、市は、消防組合および消防署における参集基準を参考に、消防団員の参集基準を定める。	⑵　消防団の充実・活性化の推進等 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。 また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。 さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。
4　国民の権利利益の救済に係る手続等 ⑵　国民の権利利益に関する文書の保存 市は、国民の権利利益の救済の手続きに関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。	4　国民の権利利益の救済に係る手続等 ⑵　国民の権利利益に関する文書の保存 市は、国民の権利利益の救済の手続きに関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。
第２編　第１章　第２ 3　近接市町村との連携 ⑵　消防機関の連携体制の整備 市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うよう要請を行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のＮＢＣ対応可能部隊数やＮＢＣ対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。	第２編　第１章　第２ 3　近接市町村との連携 ⑵　消防機関の連携体制の整備 消防本部は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のＮＢＣ対応可能部隊数やＮＢＣ対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。
第２編　第１章　第３ 1　非常通信体制の整備 市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。 また、市は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ-Ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）、防災行政無線等を中心に、政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）等の公共ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。	第２編　第１章　第３ 1　非常通信体制の整備 市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

変　　更　　後	変　　更　　前
第２編　第１章　第４ １　基本的考え方 ⑶　情報の共有 市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積および更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。 また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき情報の項目、用語の定義、優先順位等を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。	第２編　第１章　第４ １　基本的考え方 ⑶　情報の共有 市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。
２　警報等の伝達に必要な準備 ⑸　多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備 市は、内閣官房から緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ−Ｎｅｔ）、消防庁から全国瞬時警報システム（Ｊ−ＡＬＥＲＴ）等により警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。	２　警報等の伝達に必要な準備 ⑸　多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備 市は、知事から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。
第２編　第１章　第５ ２　訓練 ⑴　市における訓練の実施 市は、消防組合、近隣市町村、県、国等関係機関と共同する等して、国民保護措置についての訓練を実施するよう努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。	第２編　第１章　第５ ２　訓練 ⑴　市における訓練の実施 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施するよう努め、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。
第２編　第２章 １　避難に関する基本的事項 ⑵　隣接する隣接する市町村との連携の確保 市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行ったり、訓練することにより、緊密な連携を確保する。 ⑶　高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮 市は、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の避難誘導を行う場合に備えて、平素から、障がいのある人に対する知識の普及、緊急通報システムの整備、障がい者対応マニュアルの作成等による避難誘導の支援の確立を目指す。 また、市は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在等の把握に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うために必要となる措置を計画するよう要請す	第２編　第２章 １　避難に関する基本的事項 ⑵　隣接する隣接する市町村との連携の確保 市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行う等により、緊密な連携を確保する。 ⑶　高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 市は、高齢者、障害者等災害時要援護者の避難誘導を行う場合に備えて、平素から、障害のある人に対する知識の普及、緊急通報システムの整備、障害者対応マニュアルの作成などによる避難誘導の支援の確立を目指す。

変　　更　　後	変　　更　　前
る。	
⑹　警察官等との連携 　市は、市職員および消防機関のみでは十分な対応が困難な場合に備え、警察官、自衛官による避難住民の誘導について計画する。また、市は、これらの連絡先について、あらかじめ把握しておく。	＜新規追加＞
4　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	4　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等
⑶　運送実施体制の整備 　市は、安全性を考慮しつつ、陸、海、空のあらゆる必要な手段を活用した運送ネットワークの形成に努めながら、総合的かつ積極的な避難住民および緊急物資の運送を実施する体制の整備に努める。	＜新規追加＞
⑷　関係機関との連携 　市は、運送業者である指定公共機関および指定地方公共機関と協議し、市長からの避難住民および緊急物資の運送の求めに円滑に応じることができるよう、協定の締結等あらかじめ体制の整備に努める。	＜新規追加＞
第２編　第２章	第２編　第２章
7　市が管理する公共施設等における警戒 　市が管理する公共施設については、テロ等の発生に備えた警戒の措置を講じる必要があるため、施設管理者である市として、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察、消防等への定期的な巡回依頼と連絡体制の確認、職員および警備員等による巡回、点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発等施設に応じた予防対策を実施するものとする。	＜新規追加＞
第３編　第１章	第３編　第１章
1　事態認定前における緊急事態警戒本部等の設置および初動措置	1　事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置
⑴　緊急事態警戒本部等の設置 　ア　市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県および県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態警戒本部」を設置する。「緊急事態警戒本部」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長等、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。	⑴　緊急事態連絡室等の設置 　①　市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

変　更　後	変　更　前
※【市緊急事態警戒本部の構成等】 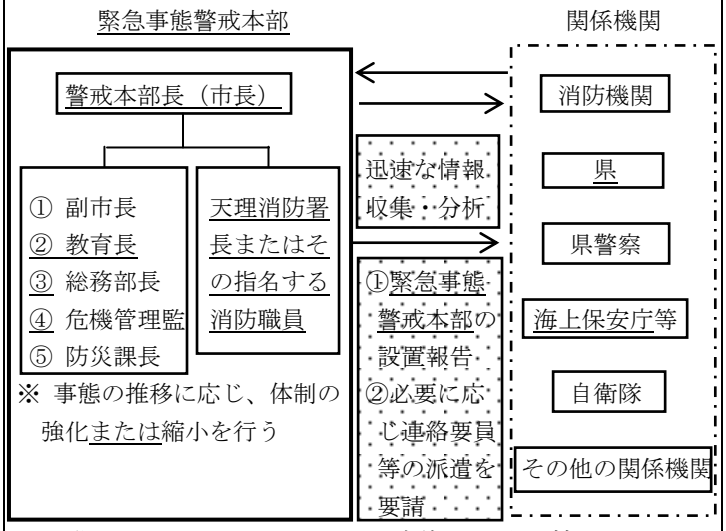 ※　住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長および幹部職員等に報告するものとする。 　また、市は、消防組合の管理者に、消防組合においても通報を受けた場合の情報伝達体制を確立するよう要請する。	※【市緊急事態連絡室の構成等】 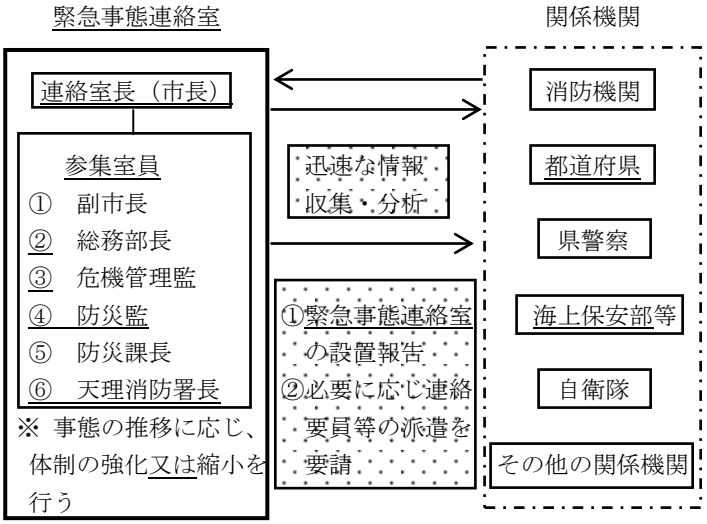 ※　住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。 　消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。
1⑴イ　「緊急事態警戒本部」は、消防機関および消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態警戒本部を設置した旨について、県に連絡を行う。 　この場合、緊急事態警戒本部は、迅速な情報の収集および提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。 ⑵　初動措置の確保 　市は、「緊急事態警戒本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域または消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。	1⑴②　「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。 　この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。 ⑵　初動措置の確保 　市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

変　　更　　後	変　　更　　前
1⑷　対策本部への移行 「緊急事態警戒本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態警戒本部」は廃止する。 なお、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。 市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じる等、必要な調整を行うものとする。	1⑷　対策本部への移行 「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。 なお、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなど必要な調整を行うものとする。
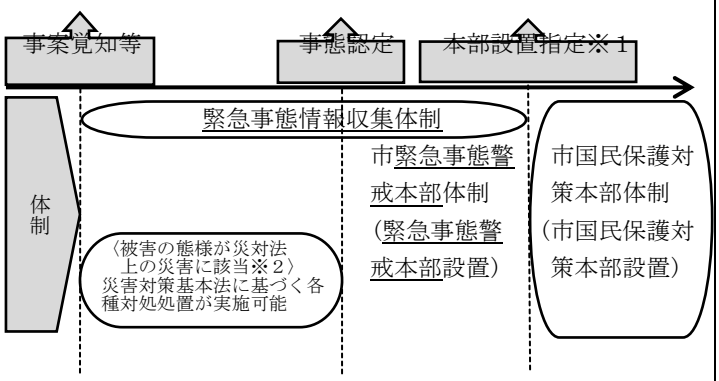	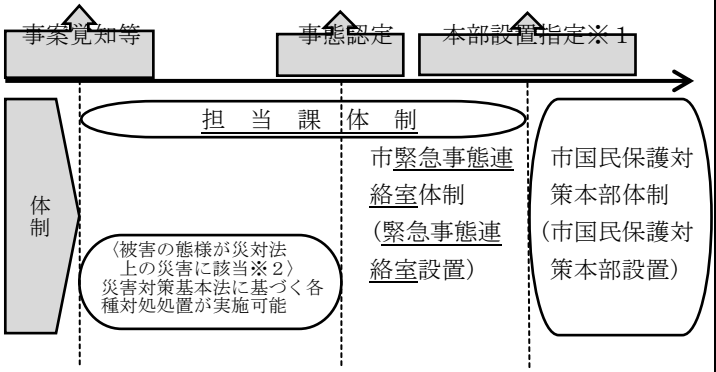
2　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態警戒本部を設置して即応体制の強化を図る。	2　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を設置して即応体制の強化を図る。
第３編　第２章 2　通信の確保 ⑴　情報通信手段の確保 市は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ-Ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ-ＡＬＥＲＴ）、防災行政無線等を中心に、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線の移動系通信回線もしくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、地域防災無線等の固定系通信回線の利用または臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地	第３編　第２章 2　通信の確保 ⑴　情報通信手段の確保 市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

変　　更　　後	変　　更　　前
調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	
第３編　第３章 ５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 ⑴　職員の派遣要請 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定地方行政機関の長もしくは指定行政機関の長または特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣の要請を行う。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、直接要請を行う。	第３編　第３章 ５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 ⑴　市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
⑵　職員派遣のあっせんの求め 市は、⑴の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかったり、派遣について適任者がいない等、必要な職員の派遣が行われない場合には、県を経由して総務大臣に対し、⑴の職員の派遣について、あっせんを求める。	⑵　市は、⑴の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、⑴の職員の派遣について、あっせんを求める。
第３編　第４章　第１ １　警報の内容の伝達等 ⑵　警報の内容の通知	第３編　第４章　第１ １　警報の内容の伝達等 ⑵　警報の内容の通知
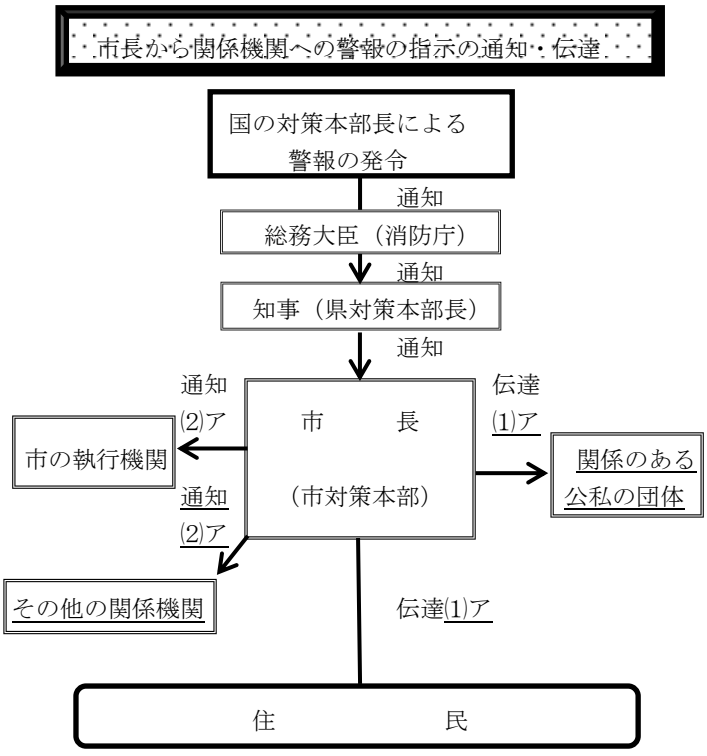	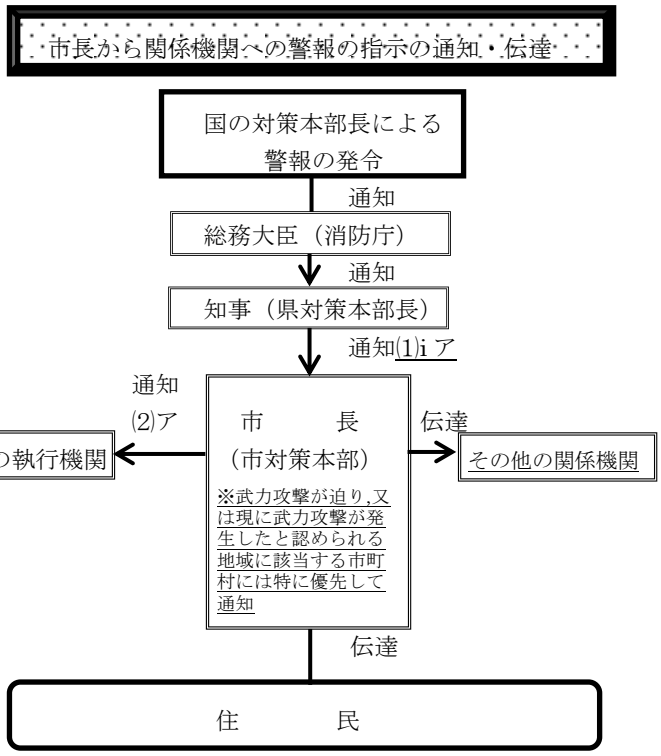
※　市長は、ホームページに警報の内容を掲載する。 ※　警報の伝達にあたっては、防災行政無線のほか、拡声器を活用することにより行う。	※　市長は、ホームページに警報の内容を掲載。 ※　警報の伝達にあたっては、防災行政無線のほか、拡声器を活用することにより行う。

変　　更　　後	変　　更　　前
2　警報の内容の伝達方法	2　警報の内容の伝達方法
⑴　警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。	⑴　警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
ア　「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ−Ｎｅｔ）、全国瞬時警報システム（Ｊ−ＡＬＥＲＴ）で緊急情報を受信した場合、車載の拡声機等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起する。また、市長は消防組合と連携し、職員並びに消防団長を指揮し、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼、広報車による地域巡回等により、警報が発令された事実を速やかに伝達する。 また、警報の伝達には、緊急速報メールも積極的に活用するものとする。	①　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、車載の拡声機などで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、広報車による地域巡回、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などにより、警報が発令された事実を速やかに伝達する。
イ　「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合	②　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
2⑵　市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ること等により、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、市長は消防組合管理者に対して、消防組合が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請する。消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行う等、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。	2⑵　市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。
⑶　警報の内容の伝達においては、学校、病院、その他の多数の者の利用する施設の管理者、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。	⑶　警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

変　　更　　後	変　　更　　前
第３編　第４章　第２ １　避難の指示の通達・伝達	第３編　第４章　第２ １　避難の指示の通達・伝達
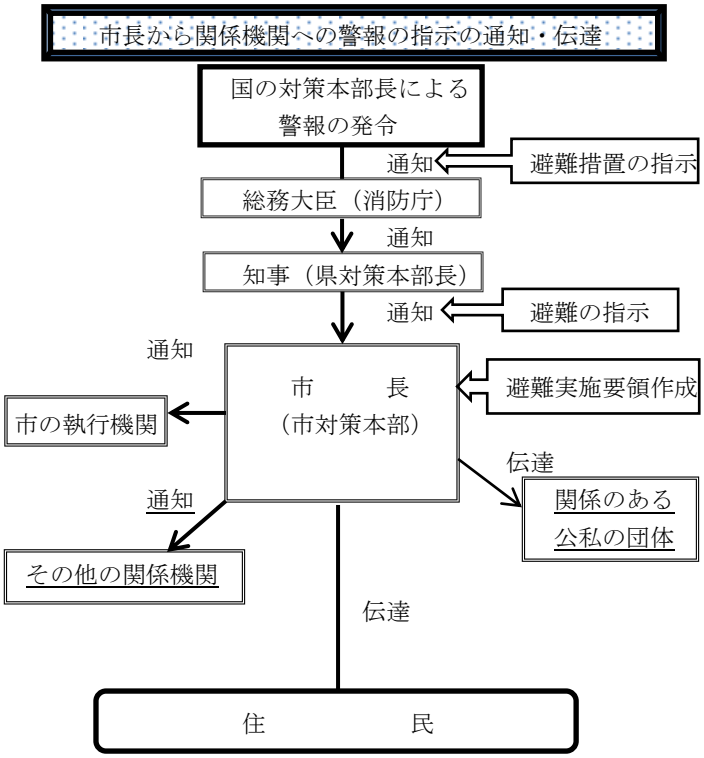	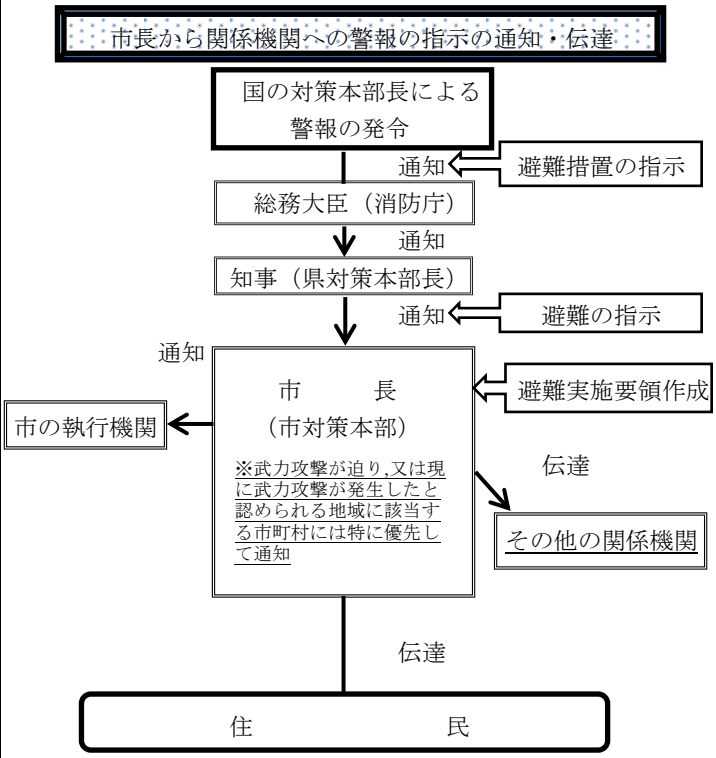
※　市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。	※　市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。
２　避難実施要領の策定および伝達 ⑴　避難実施要領の策定 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にして、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。 その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。 避難実施要領には次の事項を定めるものとする。 ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 ・その他避難の実施に関し必要な事項	２　避難実施要領の策定 ⑴　避難実施要領の策定 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にして、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。 その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。 避難実施要領には次の事項を定めるものとする。 ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 ・その他避難の実施に関し必要な事項

変　　更　　後	変　　更　　前
【避難実施要領の策定主旨】 　避難実施要領は、避難の誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。 　ただし、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにする等、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることも可能である。	＜新規追加＞
【避難実施要領の項目】 ⑤　集合に当たっての留意事項 　集合に当たっては、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の所在確認その他留意すべき事項を、また、集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、残留者等の有無の確認や避難行動要支援者への配慮その他留意すべき事項を記載する。	⑵　避難実施要領作成の際の主な留意事項 ⑤　集合に当たっての留意事項 　集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在確認その他留意すべき事項を、また、集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、残留者等の有無の確認や要避難援護者への配慮その他留意すべき事項を記載する。
⑦　市職員、消防職団員の配置等 　避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、消防組合および消防署等と連携して、市職員、消防職団員の配置および担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。	⑦　市職員、消防職団員の配置等 　避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
⑧　高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者（要配慮者）への対応 　高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者（要配慮者）の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	⑧　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応 　高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
⑵　避難実施要領の策定の際における考慮事項 →文章の項目番号「①～⑩」を「ア～コ」に変更	⑶　避難実施要領の策定の際における考慮事項
カ　要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）	⑥　要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）
⑶　国の対策本部長による利用指針の調整 　自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。 　この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）および国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。	＜新規追加＞

変　　更　　後	変　　更　　前
⑷　避難実施要領の内容の伝達等 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民および関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。 また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防組合消防長、警察署長および自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。 さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。	⑷　避難実施要領の内容の伝達等 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。 また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。 さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。
＜削　　除＞	⑸　国の対策本部長による利用指針の調整 自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。
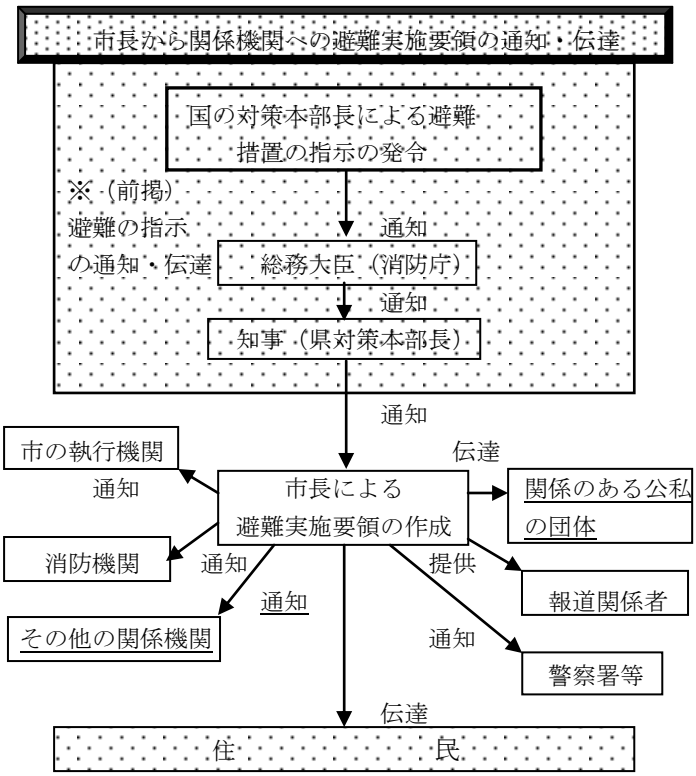	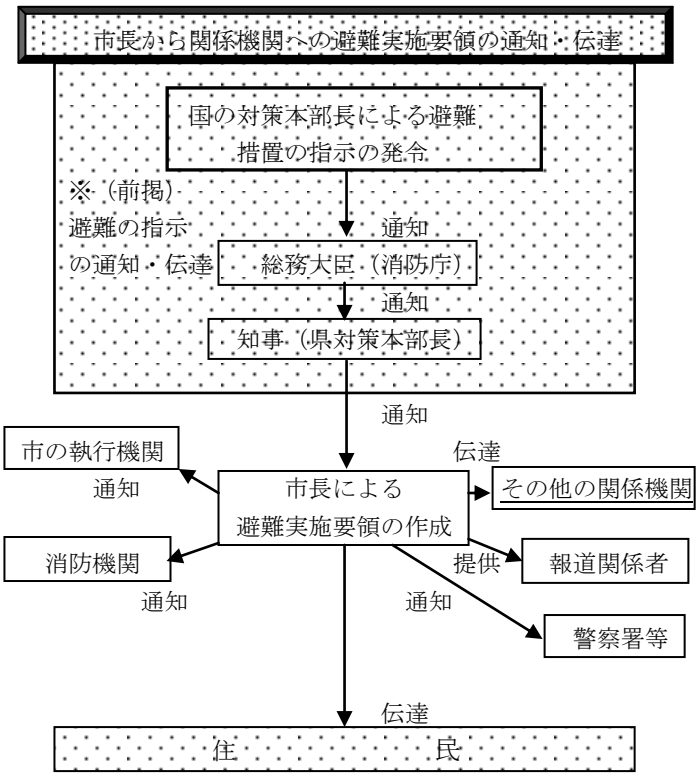

変　　更　　後	変　　更　　前
3　避難住民の誘導 ⑴　市長による避難住民の誘導 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員および消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。また、市の避難実施要領に定めるところにより、消防組合の管理者に市と協力して、避難住民を誘導するよう要請する。 その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事務所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 ⑵　消防機関の活動 消防機関は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととする。この場合、市長は、避難住民の誘導に関し必要があると認めるときは、消防組合の管理者に対し、消防組合消防長等に対して必要な措置を講じるべきことを指示するよう求め、必要な連携を図る。 消防組合および消防署は、消火活動および救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動および救助・救急活動について、消防組合または消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。 ⑹　高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 ⑿　避難住民の運送の求め等 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。 市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。 当該要請に当たっては、警報の内容に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとと	3　避難住民の誘導 ⑴　市長による避難住民の誘導 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員を指揮し、避難住民を誘導する。また、市長（山辺広域行政事務組合の管理者）は、避難実施要領で定めるところにより、消防長及び消防団長を指揮し、市と協力して、避難住民を誘導する。 その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 ⑵　消防機関の活動 消防機関は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととする。この場合、市長（山辺広域行政事務組合の管理者）は、消防長等に対して必要な措置を講じるべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 ⑹　高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 ⑿　避難住民の運送の求め等 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。 市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

変　　更　　後	変　　更　　前
もに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。	
4　避難住民の誘導における事態ごとの留意事項 →表中に以下の２項目を追加	4　避難住民の誘導における事態ごとの留意事項
事態：NBC攻撃の場合 留意事項：◇　避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講じることや、風下方向を避けて避難を行うこと等に留意して避難の指示を行うものとする。 さらに、国の対策本部長による避難措置の指示および知事による避難の指示の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を実施する。	＜新規追加＞
事態：武力攻撃原子力災害の場合 留意事項：◇　国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示および知事による避難の指示を受けて、避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を行うこととなる。 本市は原子力発電所からおおむね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性のある区域(原子力災害対策重点区域)」には位置しないが、事態の推移に応じ、次のような指示を行うものとする。 ・まずはコンクリート屋内等への屋内避難を指示 ・その後、事態の推移に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示	
第３編　第５章 ３　救援の内容 ⑴　救援の基準 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）および県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	第３編　第５章 ３　救援の内容 ⑴　救援の基準 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 16 年厚生労働省告示第 343 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

変　　更　　後	変　　更　　前
4　民間からの救援物資の受入れ 　市は、県や関係機関等と連携し、避難住民等が受入れを希望する救援物資を把握し、その内容のリストおよび送り先を市対策本部および県の対策本部を通じて国民に公表するよう努める。 　また、国民、企業等から送られた救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備するよう努める。	＜新規追加＞
第３編　第７章　第２ 4　消防に関する措置等 ⑴　市が行う措置 　市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。 　市長は、消防組合の管理者に対し、消防長および消防署長等に対して必要な措置を講じるべきことを指示するよう求める等、必要な連携を図る。	第３編　第７章　第２ 4　消防に関する措置等 ⑴　市が行う措置 　市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。
⑵　消防機関の活動 　消防機関は、その施設および人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動および救助・救急活動を行い、武力攻撃災害を防除し、および軽減する。 　この場合において、消防組合および消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長または消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。	⑵　消防機関の活動 　消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 　この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。
⑶　消防相互応援協定等に基づく応援要請 　市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、消防組合の管理者と連携して知事等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。	⑶　消防相互応援協定等に基づく応援要請 　市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。
⑸　消防の応援の受け入れ体制の確立 　市長は、消防に関する応援要請を行ったときおよび消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事および消防組合の管理者と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図る等、消防の応援の受け入れに関し必要な事項の調整を行う。	⑸　消防の応援の受入れ体制の確立 　市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

変　　更　　後	変　　更　　前
＜削　　除＞	⑹　消防の相互応援に関する出動 　市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。
⑹　医療機関との連携	⑺　医療機関との連携
⑺　安全の確保 オ　市長または消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。	⑻　安全の確保 オ　市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。
第３編　第７章　第３ ２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除 ⑴　危険物質等に関する措置命令 ※　危険物質等について市長が命ずることができる対象および措置 【対象】 　市内に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所もしくは取扱所（移送取扱所を除く。）または一の消防本部等所在地の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、または取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）	第３編　第７章　第３ ２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 ⑴　危険物質等に関する措置命令 ※　危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置 【対象】 　消防本部等所在地の区域に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在地の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）
第３編　第７章　第４ 第４　武力攻撃原子力災害およびＮＢＣ攻撃による災害への対処等 　市は、武力攻撃原子力災害およびＮＢＣ攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じるものとする。このため、武力攻撃原子力災害およびＮＢＣ攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。	第３編　第７章　第４ 第４　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等 　市は、ＮＢＣ攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じるものとする。このため、ＮＢＣ攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。
１　武力攻撃原子力災害への対処 　福井県に所在する原子力発電所等が武力攻撃を受けた場合、市は、原則として、市地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講じる。	＜新規追加＞
２　ＮＢＣ攻撃による災害への対処 ⑷　汚染原因に応じた対応 イ　生物剤による攻撃の場合 　市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集等の活動を行う。 　また、人に知られることなく散布することが可	１　ＮＢＣ攻撃による災害への対処 ⑷　汚染原因に応じた対応 イ　生物剤による攻撃の場合 　市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。 　また、人に知られることなく散布することが可

変　　更　　後	変　　更　　前
能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動する等の事由により、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。	能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。
⑸　市長または消防組合の管理者の権限 市長または消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。 ＜表省略＞ 市長または消防組合の管理者は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。	⑸　市長及び関係消防組合の管理者の権限 市長又は関係消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。 ＜表省略＞ 市長又は関係消防組合の管理者は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。
⑹　要員の安全の確保 市長または消防組合の管理者は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供する等により、応急対策を講じる要員の安全の確保に配慮する。	⑹　要員の安全の確保 市長又は関係消防組合の管理者は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。
第３編 第９章　運送の確保 市は、避難住民および緊急物資の運送を行うに当たり必要な事項について、以下のとおり定める。 ①　市長は、武力攻撃事態等において、自ら避難住民の運送及び緊急物資の運送を行うほか、必要があると判断するときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に避難住民の運送および緊急物資の運送を求めるものとし、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長は、運送事業者である指定公共機関に緊急物資の運送を求めるものとする。また、対策本部長により道路の利用指針等が定められた場合は、その利用指針を踏まえて適切にこれらの運送を求めるものとする。 ②　市は、適切な避難の実施のため、避難経路および避難手段の確保を図るとともに、避難住民の運送手段を確保できるよう、運送事業者である指定公共機関および指定地方公共機関と緊密に連絡を行うものとする。	第３編 ＜新規追加＞
第10章　保健衛生の確保その他の措置 １　保健衛生の確保 ⑴　保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者（要配慮者）の心身双方の健康状態には特段配慮を行う。	第９章　保健衛生の確保その他の措置 １　保健衛生の確保 ⑴　保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

変　　更　　後	変　　更　　前
第11章　国民生活の安定に関する措置	第10章　国民生活の安定に関する措置
第12章　赤十字標章等および特殊標章等の交付および管理 　ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書に規定する赤十字標章等および特殊標章等を交付および管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付および管理に必要な事項について、以下のとおり定める。	第11章　特殊標章等の交付及び管理 　市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。
1　赤十字標章等および特殊標章等の意義 　1949 年８月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等および国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為および国民保護措置に係る職務、業務または協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者およびその団体、その団体が職務等に使用する場所もしくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書の規定にしたがって保護される。	1　特殊標章等の意義 　1949 年８月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。
2　国民保護法で規定される赤十字標章等および特殊標章等 ⑴　赤十字標章等（国民保護法 157 条） ア　標章 　第一追加議定書（1949 年８月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）第８条（１）に規定される特殊標章（白地に赤十字または新赤月（イスラム教国において使用）から成る。） イ　信号 　第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織または医療用輸送手段の識別のための信号または通報） ウ　身分証明書 　第一追加議定書第18条３に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり） 表面　　裏面 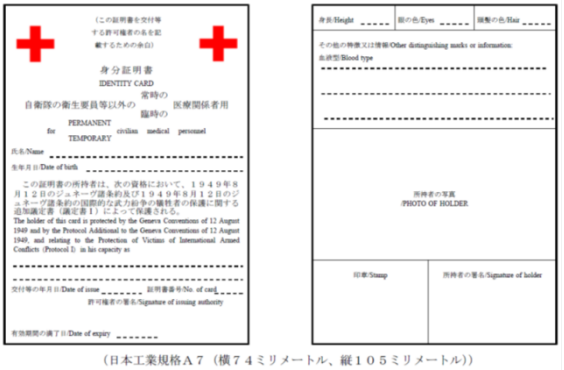 （日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））	＜新規追加＞

変　　更　　後	変　　更　　前
エ　識別対象 医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所および医療用輸送手段等 オ　交付および管理 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続き等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付および使用させる。また、知事は、医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。	
⑵　特殊標章等（国民保護法第 158 条）	2　特殊標章等（国民保護法 158 条）
3　特殊標章等の交付および管理 市長および消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年８月２日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官（事態法制担当）通知)」に基づき、具体的な交付要領を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させる。 ⑴　市長 ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者 ・消防団長および消防団員 ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者	3　特殊標章等の交付及び管理 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年８月２日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。 ⑴　市長 ・市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保措置に係る職務を行う者 ・消防団長及び消防団員 ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
⑵　消防長 ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者 ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者	⑵　消防長 ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者 ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
＜削　　除＞	⑶　水防管理者 ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者 ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

変　　更　　後	変　　更　　前
【全編にわたる変更】 ・語句の表記を変更（ただし、法文中の表現を除く。） →および →または →したがって →もしくは →おおむね →等 →障がい者	【全編にわたる変更】 ・語句の表記を変更（ただし、法文中の表現を除く。） →及び →又は →従って →若しくは →概ね →など →障害者